

令和6年度事業計画

[公益目的事業]

継続事業1 畜産経営安定のための各種補給金等の交付に関する事業

1. 肉用子牛生産者補給金交付に関する業務

(1) 肉用子牛生産者補給金制度[農畜産業振興機構基金]

肉用子牛の平均売買価格が、国が定める保証基準価格を下回った場合に、その差額を補給金として全国一律に子牛を販売又は自家保留した契約生産者に交付する。

(2) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業[農畜産業振興機構補助]

肉用子牛生産者補給金制度を実施するために、本制度への加入の促進、積立金の徴収、並びに補給金の交付等の事務を行う。

(3) 指定協会運営体制支援事業[農畜産業振興機構補助]

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な運営を行うための指定協会の体制支援事業で、委託先からの各種書類の受理と機構への申請及び契約生産者への補給金の交付手続きを行う。

(4) 肉用子牛生産者補給金管理推進事業[自主事業]

肉用子牛の生産を維持拡大するため、補給金制度の生産者への啓発や繁殖経営技術の個別指導を行うとともに補給金制度の円滑な運営と効率的な事務処理を行う。

なお、本事業は本協会の特定資産である「畜産協会運営準備資産」を取崩して実施する。

2. 肉用牛肥育経営安定に関する業務

(1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度[農畜産業振興機構交付金]

生産者積立金を肉専用種・交雑種・乳用種の品種別に管理し、肥育牛出荷時の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に、その差額の9割を生産者積立金及び農畜産業振興機構の交付金から肥育牛を出荷した登録生産者に交付する。

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託事業[農畜産業振興機構受託]

登録生産者への業務指導、生産者積立金の管理、生産者別交付金の算出、加入率向上のための資料作成・配布、牛マルキン管理システムの入力作業等を実施する。

継続事業2 畜産経営者及び関係組織への指導・支援に関する事業

1. 肉用牛経営安定に関する補完業務

(1) 肉用牛経営安定対策補完事業[農畜産業振興機構補助]

和子牛価格が下落していることから、優良繁殖雌牛の増頭推進事業が休止となり、また、簡易牛舎整備の要望もなかったことから事業の実施を見送る。

2. 畜産関係資金の啓発と実行者への支援に関する業務

(1) 畜産特別資金等推進指導事業[中央畜産会補助]

関係機関で支援協議会を設立して、当該資金借受等に係る畜産農家の経営状況把握及び経営指導等を行い、経営の安定化を図る。

(2) 日本政策金融公庫資金活用推進事業[日本政策金融公庫受託]

農業改良資金、スーパーL資金、セーフティネット資金等、日本政策金融公庫資金借入農家のフォローアップ並びに借入希望農家に対して経営計画等の作成支援等を行う。

3. 畜産リースに関する業務

(1) 畜産近代化リース貸付指導事業[畜産近代化リース協会受託]

畜産近代化リース協会の借受者を対象に物件の適正な管理、使用等について調査・指導及び新規貸付けの拡大を図る。

4. 個別経営体の支援及び関係組織等の連携強化に関する業務

(1) 畜産関係団体調整機能強化事業[中央畜産会受託]

地域畜産振興のため、畜産経営者のネットワーク構築の支援及び相談窓口機能の整備を強化する。

(2) 畜産振興推進事業[自主事業]

県内の畜産振興を図るため、各種会議への出席、講演会等への講師の紹介、派遣、各種の調査・分析を行う。

継続事業3 広島ブランドの維持と生産拡大に関する事業

1. 広島牛生産基盤の維持拡大に関する業務

(1) 畜産振興総合対策事業[広島県受託]

広島県が定めた畜産振興諸対策に基づき、新たに広島ブランドを維持拡大しようとする畜産経営体に対してコンサルテーションを実施し、経営の高度化を図る。

(2) 広島牛生産振興特別対策事業[自主事業]

広島牛ブランドの生産振興を行うために本事業を実施してきたが、財源となっていた特別の積立金の残高がなくなっていることから、事業を休止している。

2. 種豚の登録・確保推進事業

畜産物のブランド維持のために、種豚の安定的な確保のための推進及び対策等を本協会の特定資産である「登録事業振興資産」を取崩して実施する。

公益事業1 畜産経営貢献事業

1. 家畜防疫互助基金支援事業[中央畜産会受託]

(1) 家畜防疫互助等推進事業

口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、畜産経営に重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、家畜の殺処分等を行った畜産経営への影響を緩和するため、損失を生産者等が互助補償し、経営再開を支援する仕組みについて、事業内容等の周知、加入促進を図るための推進会議の開催、指導及び連絡調整等を行う。

(2) 家畜防疫互助事業

交付対象疾病の発生時において、互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を実施のうえ、経営を再開した者に対し、互助金を交付する。

事業参加者と互助金の交付契約を締結し、納付された生産者積立金を公益社団法人中央畜産会（基金の管理運営団体）へ納付する。

事業期間：令和6年度～令和8年度

対象疾病：牛疫（牛、豚） 牛肺疫（牛） 口蹄疫（牛、豚）

アフリカ豚熱（豚） 豚熱（豚）

2. 死亡牛検査処理円滑化推進事業[農林水産省補助]

令和6年4月1日から死亡牛のBSE検査対象を月齢に関係なく、特定症状を呈していた牛及び特定症状以外でBSEが否定できない症状を呈していた牛とする見直しが行われ、円滑かつ適正な処理を推進するため、死亡牛の農場段階でのBSE検査要否検討に必要な情報提供を農場から求めるための検査促進費等の助成を行う。

3. 馬飼養衛生管理特別対策事業[中央畜産会補助]

馬飼養者を対象に馬の飼養衛生に関する獣医療実態調査を行うとともに、馬飼養者、関係団体等を対象に、馬飼養衛生管理体制整備委員会を開催する。

4. 自衛防疫組織強化事業[一部中央畜産会受託]

家畜衛生に係る畜産経営相談窓口を設置し、生産者等の相談に応じるとともに、関係団体等との連携を密にし、協会の各種事業を円滑に推進するため、中国ブロック会議に参加する。

ブロック会議開催県：島根県

5. 家畜生産農場衛生対策事業[農林水産省補助]

牛伝染性リンパ腫、牛のヨーネ病及び牛ウイルス性下痢の清浄化対策、吸血昆虫が媒介する流行性疾病（アカバネ病）の発生防止対策への助成を行い、家畜伝染性疾病の清浄化・発生予防に向けた取組みを推進する。

(1) 牛伝染性リンパ腫清浄化対策

伝染性リンパ腫の感染拡大を防止するため、発生農場等での検査等を支援する。

2,900頭（2,900頭）

(2) ヨーネ病清浄化対策

ア 牛のヨーネ病防疫対策要領に基づき自主的にとう汰した場合、とう汰推進費を助成する。

1頭(1頭)

イ 県外預託牛等(牛のヨーネ病防疫対策要領(平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知。)に基づく自主検査。法に基づく検査を除く。)を対象とした検査に要した費用の1/2を補助する。

計画: 100頭

(3) 牛ウイルス性下痢清浄化対策

ア 牛ウイルス性下痢持続感染牛(P I牛)を自主的にとう汰した場合、とう汰推進費を助成する。

計画: 1頭(1頭)

イ 県外預託牛等(動物衛生課長が別に定めるところにより防疫対策を実施している農場)の移動(市場への出荷時を除く。)に伴う検査に要した費用の1/2を補助する。

計画: 100頭(100頭)

(4) 疾病流行防止支援対策

次のワクチン接種を組織的に行う。

牛異常産予防: 8, 120頭(9, 000頭)

6. 地域自衛防疫強化特別対策事業[中央畜産会補助]

(1) 地域自衛防疫取組促進

防疫演習等の計画検討、地域自衛防疫体制の強化・維持、推進を図るため、県や関係団体等からなる地域自衛防疫取組促進対策会議等を開催する。(年2回)

(2) 地域自衛防疫活動推進

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、迅速かつ的確な防疫措置ができるよう、県との連携による防疫演習の開催等により、地域における自衛防疫体制の再構築を推進する。

防疫演習の開催: 4か所(4か所)

防疫資材等の支給

(3) 慢性感染症清浄化支援対策

牛伝染性リンパ腫の清浄化に向け、防疫支援対策の検討及び清浄化のための取組効果等について、実証調査等を行う。

モデル農家: 3戸

(受精卵(肉用牛)移植を実施の酪農家及び肉用牛繁殖経営農家)

7. 農場生産衛生管理技術指向上対策事業[一部中央畜産会補助]

生産段階において、HACCPの考え方を導入した農場の衛生管理体制を確立するため、普及・指導等を実施するとともに、本協会認定の「安全・安心生産農場」に対して引き続き指導を徹底する。また、中央畜産会が行うHACCP認証取得に向けて、啓発指導を実施する。

8. 予防注射事故対策事業[自主事業]

当協会が実施の予防注射において、家畜に不慮の事故が生じた場合、予防注射事故対策要領に基づく手当金の交付等により、適切に対応する。

9. 家畜衛生指導対策事業[自主事業]

県との連携のもと、地域内の家畜飼養者に対し、家畜伝染病予防法に規定された飼養衛生管理基準の周知徹底や感染症の情報提供、ワクチン接種指導・衛生管理指導及び動物用医薬品の適正使用等の啓発等により、家畜衛生技術の向上及びアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及を図る。

10. 酪農振興事業[自主事業]

年間計画に基づき、広島県内の酪農家から依頼のあった生乳について黄色ブドウ球菌検査実施し、必要に応じて生産農家に対する衛生指導を実施する。

黄色ブドウ球菌検査：500検体（500検体）

注：（ ）内の数値は、令和5年度計画を示す。

[その他の事業]

その他事業1 畜産経営指導に関する補完事業

1. 地域畜産支援指導等体制強化事業[地方競馬全国協会補助]

畜産経営技術の指導・支援及び担い手の育成・確保を図る業務を行うとともに、消費者への畜産に対する理解醸成、地域畜産の活性化推進、畜産の普及啓発等を推進するための調査・分析を行うとともに体制の強化を図る。

その他事業2 畜産経営安定のための経営技術及び事務手続き支援

1. マルキン受益者負担金事業[自主事業]

肉用牛肥育経営安定交付金制度の登録生産者より事務手数料を徴収し、本制度の適正かつ効率的な運営管理を行う。

2. 肉用子牛生産者負担金事業[自主事業]

肉用子牛生産者補給金交付事業の契約生産者より事務手数料を徴収し、本制度の適正かつ効率的な運営管理を行う。

その他事業3 畜産経営の指導・支援及び畜産振興事業

1. 畜産経営クリニック診断事業[自主事業]

畜産農家の経営課題に応じて、関係機関と連携して調査、分析を行い、課題解決に向けての総合的な診断を実施する。

2. 畜産関係図書等斡旋事業[自主事業]

畜産関係者に中央畜産会発行の「畜産コンサルタント誌」や畜産関係図書を斡旋する。

3. 畜産クラスター全国推進事業[中央畜産会受託]

(1) 実態調査事業

畜産クラスター事業を継続するために、核となる中心的な経営体等を対象として、経営内容に係る先進事例調査を実施する。

(2) 改善効果事業

畜産クラスター事業を活用している中心的な経営体の経営改善に向けた取り組み状況と経営内容を調査し、事業の効果を検証する。

4. 畜産クラスター機械導入事業[中央畜産会受託]

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業について、その円滑な実施を図るため、事業実施主体の中央畜産会が行う業務の一部を県窓口団体として受託し、事業の啓発・指導、事業参加申請書等の取りまとめ業務などの推進業務を実施する。

5. 生産技術情報提供事業 [中央畜産会受託]
酪農・肉用牛経営に対して繁殖成績などの家畜生産性に関するデータ収集・分析と、その結果に基づき技術指導等を実施し、畜産生産性の向上を図る。
6. 畜産経営体生産性向上対策事業[中央畜産会受託]
酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化の先端技術を導入する事業で、その円滑な推進を図るために必要となる普及推進活動、事業推進指導・内容確認業務等を行う。
7. 酪農労働省力化対策事業[中央畜産会受託]
省力化機械装置と一体的な施設や集合搾乳施設等の整備を行う事業で、その円滑な推進を図るために必要となる普及推進活動、事業推進指導・内容確認業務等を行う。
8. 生産基盤拡大加速化事業[全国肉用牛振興基金協会受託]
和子牛価格が下落していることから、優良な繁殖雌牛を増頭する本事業が休止となり、事業の実施を見送る。
9. 獣医療提供体制整備推進総合対策事業[農林水産省補助]
卒業後に本県において産業動物の獣医療に従事する獣医師を目指す獣医学生から、産業動物養成確保修学資金の給付の要望がなかったことから事業の実施を見送る。
10. 野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業[広島県豚熱感染拡大防止対策協議会受託]
豚熱の野生イノシシにおける感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度の低減を図り、養豚場への野生イノシシを介した豚熱感染を防止するため、豚熱経口ワクチンの散布を実施している「広島県豚熱感染拡大防止対策協議会」の事務局の会計事務を受諾するとともに、事業の推進を支援する。
11. 和子牛生産者臨時経営支援事業[農畜産業振興機構補助]
肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者で本事業に参加している和子牛生産者に対し、和子牛の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、ブロック別平均価格[※]と発動基準価格との差額の3/4の支援金を販売頭数に応じて交付する。
事業実施期間： 令和6年1～3月販売分
[※] 黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック、褐毛和種、その他の肉専用種は、全国1ブロック。
令和6年1月からは、黒毛和種について、全国平均に対し著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県は、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算。

12. 和牛繁殖経営改善緊急支援事業[広島県補助]

子牛販売価格の下落により影響を受けている広島県内の和牛繁殖経営体に対して、国の「和子牛生産者臨時経営支援事業」の制度を準用して、この事業の発動基準価格と広島県平均取引価格の差額の3/4の支援金を交付する。

事業実施期間： 令和6年1～3月販売分

13. 馬伝染性疾病防疫対策事業[中央畜産会補助]

乗用馬を対象として、馬インフルエンザワクチンの接種を行った者に対し、接種費用の助成を行う。

馬インフルエンザワクチン接種頭数 100頭（75頭）

14. 優良和子牛生産推進緊急支援事業[農畜産業振興機構補助]

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準を下回った場合に、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。 ※下表参照

事業実施期間： 令和6年4月～令和7年3月

【黒毛和種】

発動基準（税込）	60万円	58万円	57万円
飼養管理向上の取組数	2つ	3つ	4つ
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

※ ブロック別平均価格は「11. 和子牛生産者臨時経営支援事業」の算定に準ずる。

15. 優良繁殖雌牛更新加速化事業[全国肉用牛振興基金協会受託]

和子牛価格が下落し、優良な繁殖雌牛を増頭する生産基盤拡大加速化事業が休止となり、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への更新、牛群の転換を支援する事業について、その円滑な実施を図るため、事業実施主体の全国肉用牛振興基金協会が行う業務の一部を県受託団体として受託し、事業の啓発・指導、事業参加申請書等の関係書類の取りまとめなどの推進業務を実施する。

16. 畜産物輸出対応生産円滑化事業[日本畜産物輸出促進協会受託]

畜産物の輸出においては、輸出先国の規制に対応する生産者段階での対応が必要であることから、一般社団法人日本畜産物輸出促進協会（令和5年9月22日設立）が生産者に対する理解醸成や意識向上を図るための取組を行う業務の一部を県受託団体として受託し、輸出に係る畜産経営相談窓口を設置して生産者に対する普及・啓発などを実施する。

その他事業4 自衛防疫推進事業

1. 特定疾病損耗防止事業

家畜の生産性を阻害する家畜伝染性疾病の発生を予防するため、関係機関、団体の協力を得て牛、豚、鶏を対象にワクチン接種を指定獣医師により実施する。

畜種	ワクチン名	接種頭数 (令和5年度計画)
豚	豚丹毒 (生)	360 頭 (360)
	豚日本脳炎 (生)	0 頭 (6)
	豚日本脳炎 (不活化)	0 頭 (0)
	豚日本脳炎・パルボ	90 頭 (100)
	豚サーコバク	96 頭 (96)
牛	牛5種混合 (生)	3,816 頭 (3,823)
	牛5種混合 (不活化)	1,066 頭 (1,221)
	キャトルウィン—CL5	600 頭 (250)
	キャトルウィンBO2	0 頭 (440)
	牛6種混合 (生) キャトルウィン6	1,075 頭 (833)
	牛イバラキ病	285 頭 (425)
	ボビリスS (サレネ2価)	0 頭 (0)
	牛ヘモフィルス	2,715 頭 (2,986)
	牛大腸菌	238 頭 (455)
	カーフウィン6	95 頭 (132)
	TSV3	910 頭 (993)
	スタートバク	2,238 頭 (1,760)
	牛RS	70 頭 (150)
	牛流行熱・イバラキ病	2 頭 (4)
	牛下痢5種混合	1,780 頭 (1,897)
	牛キャトルバクト3	132 頭 (204)
鶏	鶏ND—S (生) 1000D	0 本 (450)
	鶏ND—S (生) 5000D	100 本 (478)

[畜産関係組織事務局の受諾]

1. 広島県馬事畜産振興協議会
2. 広島県養豚協会
3. 広島県堆肥センター協議会
4. 広島県畜産関係団体連絡協議会
5. 広島県畜産技術協会
6. 広島県豚熱感染拡大防止対策協議会 (事務局は広島県で、会計事務を受諾)